

学校における児童生徒(陽性者・濃厚接触者)の自粛及び療養

並びに健康観察期間について

① 陽性者の自粛及び健康観察期間の基準

陽性者は、原則、登校可能の連絡が保健所から入ることとなっていますが、現実、保健所の業務ひっ迫により連絡がなかなか入らないのが現状です。このことから、療養終了時期が到来しているのに保健所から連絡が入らないケースや医師の指示がないなどの場合には、下記のとおり、県の方針に準拠するものとします。

なお、陽性者であっても「無症状」と「有症状」は、療養期間が異なるため、留意してください。

療養期間（自粛と健康観察をお願いする期間）の基準について

陽性となった方は、他者へ感染させる可能性があるため、自粛をお願いする期間が定められています。

陽性と分かってから、何らかの症状がある方と、無症状の方で自粛の期間に違いがあります。



○**有症状（発熱や咳等がある）の場合**：症状が出た日の翌日から 10 日経過、かつ、症状軽快（薬を使用せず、24 時間、37.5℃以上の発熱がなく、咳などの呼吸器症状が改善）してから 72 時間（3 日）が経過していれば、出勤・登校等が可能です。

（例）発症日 2月1日 → 症状軽快日 2月9日 → 療養終了日 2月12日

○**無症状の場合**：陽性が確定した検査日の翌日から 7 日間経過していれば出勤登校等が可能です。

陽性者が	2日前	1日前	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
有症状	他者に感染させる可能性が始まった日		発症日 (症状が出た日)	療養（健康観察）期間							72時間経過	療養終了日 出勤・登校可能		
無症状	※ 3 日より以前の接触者については濃厚接触者とはなりません		検査日	健康観察期間 (健康観察の期間中に症状が出現すれば、有症状0日目からのカウントになります)						健康観察終了日 出勤・登校可能				

※ 図表はあくまでも基準です。療養(健康観察)期間が経過しても症状が軽快していない場合や、判断に迷う場合は保健所へご相談ください。



*** 療養終了日まで、外出は自粛してください ***

②濃厚接触者の健康観察期間の基準

原則、学校等施設内において濃厚接触者が特定された場合は、奈良県教育委員会に報告し、PCR 検査を実施することとなりますが、現在、保健所業務のひっ迫により検査結果もいつになるかわからない状況にあります。

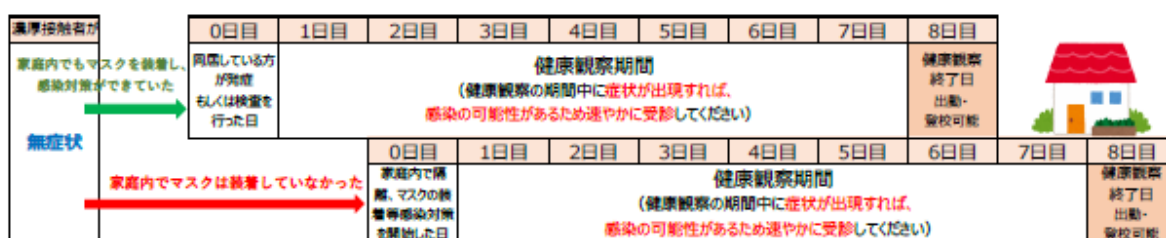
このことから、PCR 検査結果の報告以前に濃厚接触者の健康観察期間が終了するケースが考えられるため、無症状で、かつ、保護者が検査を希望しない場合は、下記のとおり濃厚接触者の健康観察期間が終了次第、登校を可とします。

なお、濃厚接触者で症状がある場合、もしくは無症状であっても保護者が PCR 検査を希望する場合は、検査結果をもって登校時期を判断するものとします。

濃厚接触者について（健康観察期間の基準など）

○同居している家族等は基本的に濃厚接触者に該当します ご自身で健康観察と外出の自粛をお願いします

- ・家庭内では可能な限り隔離をし、お互いにマスクを装着するなどの感染予防を行ってください。
- ・図表はあくまでも基準です。判断に迷う場合は保健所へご相談ください。



- ・同居している方以外の接触者については、濃厚接触かどうかに関わらず、ご自身で健康観察をしていただき、症状がある場合は、速やかに発熱認定医療機関等への受診をお願いいたします。
- ・同居している方以外に外出の自粛をお願いする期間の基準は以下のとおりです。

接触者が	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
無症状	発症前と 最後に接触 した日	健康観察期間 (健康観察の期間中に症状が出現すれば、 感染の可能性があるので速やかに受診してください)							健康観察 終了日 出勤・ 登校可能

○濃厚接触者の検査について

- ・すでに症状がある場合：かかりつけ医または発熱認定医療機関に検査を含めてご相談の上、受診ください。
- ・症状が無い場合は、外出を自粛しながら健康観察をお願いします。

★2022/02/07 時点の情報です。最新情報は県ホームページをご確認ください★

<https://www.pref.nara.jp/60178.htm>